

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 23 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23520889

研究課題名(和文)ローマ帝政後期の政治と宗教

研究課題名(英文)Politic and Religion in the late Roman Empire

研究代表者

保坂 高殿 (Hosaka, Takaya)

千葉大学・大学院人文社会科学部研究科・教授

研究者番号：30251193

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：4世紀中葉以降の帝国と教会との確執は異教対キリスト教という宗教的対立ではなく、何よりも公役負担ないし課税という財政上の理由によるものであった可能性が高い。時代の経過と共に進捗する教会の富裕化(富裕異教徒の教会入会)が教会に対する帝国の姿勢に変化をもたらしたようである。富裕者入会禁止措置が実効性に欠けていたため、コンスタンティヌス以降の諸皇帝は逆に積極的に入会を強制し、その代わりに彼らに財政負担を課し、官職さえ独占させることで、帝国の再編業務に関与させたのである。4世紀後半、多くの信徒が異教に再改宗し、テオドシウス帝がこれを阻止するための措置をとった事実も上述の政策変更と論理的に整合する。

研究成果の概要(英文)：Reasons of conflicts between the Catholic Church and the Late Roman Empire were scarcely religious but mostly financial, relating to the public burden (munus) or taxation imposed upon wealthy citizens. Enrichment of the church which had made a considerable progress in the course of time brought a change in the imperial policy towards the church. Since admission bans for wealthy persons imposed by Constantine the Great had lacked effectiveness his successors were forced in reverse to admit them into the church, and imposed various financial burdens including administrative offices; that in the latter half of the fourth century many Christians tried to converse back to paganism and the emperor Theodosius checked it corresponds exactly to this political change.

研究分野：西洋古代史

キーワード：国家と教会、ローマ帝国、キリスト教公認、キリスト教国教化、コンスタンティヌス、テオドシウス、教会の富裕化

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初までの期間、コンスタンティヌス帝およびそれ以降の諸皇帝の終生変わらぬ宗教的中立性が多くの行政措置に現れており、これらの措置の大多数は特に頻りに治安的観点からのものであったことを部分的ながら史料によって示唆してきた。神殿破壊等は市民もしくは司教の主導で行われ、皇帝は受動的に許可を与えただけであった。しかし、この認識は史料的裏付けがまだ十分ではなかったため、もう少し多角的にかつ広範囲の史料を用いて補強する必要があった。その一つは『コンスタンティヌスの生涯』(以下本文では VC と略記)、4 世紀以降の国家と教会の関係のあり方を考察する上での第一級史料の真贋性について検証すること、一方で、異教徒のみならず異端派に対する諸皇帝の対応、特にその動機の分析により、その行政措置の性格を論証すること、である。

(2) 上の一点は諸皇帝の宗教的動機の不在に焦点を当てたネガティブな考察であるが、同時にポジティブな考察をも必要不可欠であった。コンスタンティヌス帝は財政援助、聖堂建設、公役免除、民事裁判権付与等、教会に対する支援や権限付与を行い、教会組織を帝国統治の有用な一装置として利用したことは既に既刊書の中で指摘した。そこで次に、これら大帝の施策は後の諸皇帝にも受け継がれていったのか、それとも状況の変化により変更を余儀なくされたのかが問われねばならなかった。

## 2. 研究の目的

(1) 以上のことを学術的背景として、本研究はコンスタンティヌス帝について今までに得た知見がテオドシウス 1 世までの 4 世紀の後継諸皇帝にどの程度適用可能であるのか、またないのか、そして適用不可能な場合は、どのような宗教意識の相違および社会的変動が原因となっているのかを具体的事例に沿って検証し、総じて 4 世紀という時代において帝国が教会組織を如何なる形で帝国統治システムの中に組み込もうとしたのかを、それに対する教会側の反応および対処をも考慮しながら検討する。

(2) 4 世紀における帝国・教会関係の変容を追跡し、統治システムの中への教会の統合形態について考察するには、諸皇帝の宗教意識の他、公役負担制度や官僚の身分編成等の変容も調査し、諸皇帝の統治上の関心の向き所を

推定しなければならない。諸皇帝の関心が宗教としてのキリスト教ではなく組織としての教会にあったとするならば、教会員の身分は元老院身分、騎士身分と並ぶ一つの社会的身分として位置づけられていたと想定することができ、この新たに創設された身分の社会的機能をその実態調査と併せて確定することが本研究の主たる課題となる。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究の目的は権力中枢における異教徒とキリスト教徒との政治的抗争の実態解明であり、これを達成するには法文書を初めとする文献資料を駆使しての、個々の有力政治家、官僚、宮廷人の社会的身分および宗派的属性の解明を目的としたプロソポグラフィックな考察が不可欠になる。ただし、本論に先立ち、異教徒、異端派およびユダヤ人の宗教的实践を制約する『テオドシウス法典』(以下本文では CT と略記) 所収の行政命令がコンスタンティヌス帝以降の時代も専ら世俗的理由から発令され、概して宗教的動機は欠落していることを示すべく、発令の社会的背景ないし発令に至る経緯を他史料(教会史書、教父資料、歴史書、伝記、報告書、頌詞文学、弁論書、書簡、詩文、碑文)との比較検討を通して明らかにしておくなければならない。

(2) 各宗派に対する勅令の発令動機の世俗性如何について分析する際の対象史料は CT のうち、1. 第 16 巻第 5 章所収の 66 法令のうち異端派追放令を含むもの、2. 第 16 巻第 8 章所収の 29 法令のうちユダヤ人とサマリア人の宗教的实践を制限する命令を含むもの、および『テオドシウス新法』第 3 法令「ユダヤ人、サマリア人、異端派、異教徒について」、3. 第 16 巻第 10 章所収の 24 法令のうち異教徒の宗教的实践を制限する命令を含むもの、以上 3 点であり、これらの発令年、発令先の役職者、対象地域に注意しながら、法文に記された発令の発令の経緯、動機および目的を主に以下の諸資料と比較し検証する一方、法文に動機・目的が記されていない場合は、諸資料における関連証言から逆に推論して再構成する。

(3) 皇帝による教会内抗争への干渉も宗教的動機からではなく教会一致を目指した政治的アクションであり、皇帝はどちらの宗派が教会を主導するかには無関心であったことは、東方のアリウス論争に言及しているエウ

セビオス『コンスタンティヌスの生涯』から示唆されるところであるが、この書は偽書の疑いが強いいため、別途、上記「教会史資料・教父資料」の他、コンスタンティウス2世期の状況を伝えている Athanasius, *Historia Arianorum*; Athanasius, *Apologia contra Arianum*, Ossius, *Ad Constantium imperatorem* をも加え、これを *Vita* と比較しながら干渉の世俗性を検証する。西方のドナティスト論争においても諸皇帝が同じ政治的スタンスで臨んだことについては特に Optatus, *Contra Donatistas*, Augustinus, *Breviculus Collationis cum Donatistis*; *Origo Schismatis Donatiani* 等から論証する。

一方、一般市民についても、改宗は少なからずの場合宗教的動機からではなく、政治的かつ功利主義的な動機からであったことは、公役負担からの重圧回避を目的とした異教への出戻りを証言している Ambrosius, *Ep.17.4* などから推論されるため、4世紀後半の改宗の動機を記した史料証言を収集し、分類する。この点については既に R.MacMullen, *Christianity and Paganism in the Fourth to Eighth Centuries*, Yale Univ.1997 および、D.König, *Bekehrungsmotive. Untersuchungen zum Christianisierungsprozess im römischen Westreich und seinen romanisch-germanischen Nachfolgern (4.-8.Jahrhundert)*, Diss. Bonn 2006 の研究があるため、そこに収録された膨大な証言箇所の再検討は必須の作業となる。

(4) 権力中枢におけるキリスト教徒と異教徒との勢力分布および勢力争いの実態について検討する。この点については宮廷、官僚団、および(旧都、新都、双方の)元老院に分けて明らかにし鳥瞰するために、A.H.M. Jones, J.R. Martindale & J. Morris, *The Prosopography of the Later Roman Empire (PLRE)*, Cambridge 1971-92 に収録された4世紀の人物のうちから権力中枢にいた者、一人ひとりの出自、キャリア、宗教性を、上記諸資料(+ 碑文、貨幣)を用いて調査し、時代の推移に伴う変化を見極める。旧都元老院内部の宗派的状況および勢力争いの実態を知るにはウクトリア像撤去事件関連史料(Ambrosius, *Ep.17-18*; Symmachus, *Relationes* 3, 7-8; Prudentius, *Contra Symmachum* 1.511ff; R.Klein, *Der Streit um den Victoriaaltar: die dritte Relatio des Sym-*

*machus und die Briefe 17, 18 und 57 des Mailänder Bischofs Ambrosius*, 1972) が最も適切な情報源であるゆえ、これらを *PLRE* の精査から得られた勢力分布、および(平成23年度に行った)勅令の発令経緯と比較検討し、元老院と皇帝の間の政治力学を割り出し、各々の宗教政策を確定する。

(5) 帝国統治における教会利用の実態 碑文資料他からは、異教徒であった最後のアジア総督は383年、エジプト長官は403年、またオリエンス軍司令官は447/50年に、その存在が確認され、それに対応して法文書からも、帝国の官職は勅令(*Codex Just.* 1.4.5 [396年]; *Codex Theod.* 16.10. 21 [415年]; *Codex Sirm.* 6 [425年]など)によって徐々にキリスト教徒に限定されていったが、この種の規制が道長官、市長官、あるいは都市監督官など、他の官職保持者に対してどの程度適用されたのかを時代、地域ごとに確認し、その規制目的を明らかにする。

#### 4. 研究成果

(1) 従来はカエサリア司教エウセビオスの著作と考えられてきた『コンスタンティヌスの生涯』の成立年代については、コンスタンティウス2世期とテオドシウス朝期との二つの可能性があるが、*VC* が言及している神殿施設破壊令や偶像撤去令の *CT* における初出年は共に399年であることから、後者の可能性の方が高い。

(2) また、後代に成立したと推測されることは *VC* 1.28 の記述からも説明できる。ここでは、太陽が輝く下、雌雄を決するミルウィウス橋決戦に先立ちコンスタンティヌスは天空に出現した十字を目撃して「このしるしで勝て」との神の啓示を得、啓示に従い制作したラバルム旗をもってマクセンティウスを倒し首都を奪還した、と語られる。しかし、このドラマチックな筋書きの物語において描出された太陽と十字と位置関係は実に奇妙なのである。

当該箇所では、「天にあって太陽の上に座し[ἐν αὐτῷ οὐρανῷ ὑπερκειμένον τοῦ ἡλίου]、光から構成された十字のトロパイオン」と言われ、太陽と十字が上下に結合した形 — 自然界に見られず、またテオドシウス朝期以前の図像表現にも現れない形 — で表現されている。これは、ウクトリア像を戴いた伝統的なグローブスの発展形態としてグローブス・クルキフェル(*globus crucifer/cruciger* 以下

「十字グロブス」と呼ばれている図像と形態的に一致する。十字グロブスは 397-402 年コンスタンティノポリス発行の貨幣に史上初めて確認され、ウクトリアに代わってキリストが帝国に支配権をもたらした神格として認知されたことを暗示する図像である（無論、ウクトリア・グロブスもその後ずっと存続するが）。コンスタンティヌス帝の改宗場面を記述した箇所には描かれた太陽の形態上の異変現象に鑑みれば、この異変形態は 390 年代に初めて貨幣資料に登場するグロブス十字という、勝利の女神ウクトリアとグロブスを組み合わせた伝統的な帝国のシンボルをモデルとしていると考える外なく、この論点からも 4 世紀末から 5 世紀初頭に生み出された偽作と想定される。キリスト教内でシンボル化された十字形は元来はイエスの磔刑ではなく、トロパイオンに結晶化された勝利を象徴する図形である。

(3) また、成立年代を紀元後 400 年頃に想定した場合、その編集意図をも明らかにしなければならない。VC はエウナピオスや『皇帝伝』(デッサオ仮説)など、テオドシウス朝期に活発になるキリスト教に対する異教知識人の批判的論調、とりわけ CT も認める当時の社会体制の創始者コンスタンティヌスに対する否定的言辞への応答と理解できる。この点は文学の領域に、特にローマの伝統的な元老院貴族の代表格であるシュンマクスやその従兄弟ニコマクス・フラウィアヌスの公私にわたる活動に明瞭な反映を見ることができ。前者は 391 年にコンスル職に就任する前の 380 年代に元老院会議場から撤去されたウクトリア祭壇の原状回復を少なくとも二度皇帝に求めたことで有名であり、後者はフィロストラトスの『アポロニオス伝』を復刻(もしくは翻訳)し、伝統宗教への回帰を文学的手法を用いて情熱的に訴えたものの、フリギドゥスの戦闘では祭壇の原状回復を認めたエウゲニウス側に与したことで 394 年に落命したと伝えられる。反コンスタンティヌス色の強いエウナピオスの『歴史』初版が公刊されたのも 380-390 年代と目されている。ただし VC の想定された読者は異教徒ではなく、むしろキリスト教徒であったため、教会の反異教的な建徳教育の教材としての性格を持つ文書と規定すべきである。

(4) 帝国の教会事項に対する介入が教会内紛争を終結させて教会一致に導き、さらには一致を通して帝国の部分的に麻痺した国家的

機能を回復させることを目的としていたことは、ドナティスト問題に対する諸皇帝の対応が主流派支持で一致していたのに対し、アリウス・アタナシウス論争では対応が流動的で一致が見いだされなかったことから明らかとなる。ドナティストはアフリカ限定の少数派であったのに対し、アリウス派とアナタシウス派は勢力が均衡し、どちらに教会内権力を集中させれば一致が得られるかについて諸皇帝の判断が分かれたためである。この点はまた、VC に収録された「外の司教」発言からも — ただし、コンスタンティヌスの真正の発言と仮定してだが — 首肯される。論争の焦点となっている「外の」の意味は「人」すなわち「異教徒」ではなく、「事柄」すなわち「教会に関係する事案」の可能性が高い。教会への度重なる干渉は前者の可能性を排除する上、帝国が調整役となって実際の干渉が主に教会内対立の収束を目指したものであったからである。

(5) 上の認識は CT 16.5 所収の異端諸派に対する帝国の姿勢にも符合する。コンスタンティヌス帝は一部異端派に対し土地建物の占有および集会を認めているが、公役免除特権の付与は拒否している。後代の諸皇帝は異端に対するこうした締め付けを徐々に強めていく傾向を示す。しかし、こうした抑圧的施策が皇帝主導ではなく、司教主導で実施されたことは異端概念の範囲が教会側と帝国側で悉く一致することから示唆される。381 年のコンスタンティノポリス公会議決議文書冒頭で数え挙げられた異端諸派に対し、帝国が教会の意向に沿った形でこれら分派を同年都市から追放していることから読み取れる。この点是对異教対策において神殿破壊ないし用途変更を目的とした神殿改築が同じく司教主導の下、力で実施されたことに対応する。

(6) 決定は教会が、執行は帝国が行う、という司教主導性の図式がここにある。異教祭儀の禁止令の発令や異教徒への暴力行使、例えば神殿破壊などの場合、司教はしばしば陳情団を派遣して皇帝の援助を求めていた。400 年カルタゴ教会はエピゴニウスとウィンケンティウスという二人の司教を首都に派遣して教会への逃亡者を保護するよう要請しており、「他にも敬虔な皇帝方々に要請しなければならない緊急の用件がある。それは全アフリカにわたって存在する偶像の残滓を根絶するよう皇帝方々に命じて頂くこと

である」と、偶像破壊命令の発令をも皇帝に求めている。教会はその後 407/8 年、皇帝から異教祭儀禁止の権限を付与されただけであり、それ以前の時期にも司教たち自身神殿破壊を実行する際に前もって皇帝から許可をとっている。皇帝から特定の権限を手に入れた司教たちは、例えば総督オレステースと反目したアレクサンドリア司教（総主教）キュリロスは 415 年現地の事態について皇帝に事前報告をした上で、女性哲学者ヒュパティアを総督と司教との反目の原因と考えて彼女の殺害を仕掛け、民衆がカエサル教会内で現に殺害している。あるいはその叔父で前任の司教テオフィロスも同じく事前に皇帝を許可を求め、許可が下りた時点でミトラス教の祭儀所およびセラピス神殿の破壊に着手し、シリアのアパメア司教マルケッルスも（皇帝ないし総督の許可を得た上で）市の内外の「すべての神殿」の破壊の指揮をとり、民衆に殺害されている。

(7) 帝国が教会との連携を通じた期待したものは帝国再編のための財政負担であったと予想される。かつてコンスタンティヌス帝は教会に公役負担の免除を認め、その結果として富裕異教徒の過度の教会流入を招いたため、都市参事会員の逃避および会員数低減にあった 4 世期の状況と相俟って、財政的に行き詰まることになった。コンスタンティヌス帝はそれゆえ富裕者の教会入会を禁じたのである。興味深いことに 4 世紀後半になると公役負担回避のための異教への自発的な出戻りの現象が文献資料に証言され始める（アンブロシウス『書簡』17.4 [384 年]等）。この論理的不整合面は 4 世紀中葉という中間期に教会に対する財政負担が増大したとの想定により解消される。禁令を出したにもかかわらず、富裕者の教会流入（改宗）が止まらなかったため、4 世紀中葉になって帝国が教会員に対し、特に聖職者に対し官職と公役との負担を同時に課したことが窺い知れる。実際テオドシウスは 381 年から 383 年にかけて異教への出戻り信徒に対し特に遺言権の剥奪を宣告しているように（CT 16.7.1-3）、勅令は有産者を対象としている。以下に、帝国による教会財産の監視状況について重要となる出来事を時系列に沿った表形式で列挙する。

360 年(CT 16.2.15)有産聖職者の免除特権認めず

360年(CT 11.24.1) 農村パトリキウム禁止令

の初出

361年(CT 12.1.49) 不正手段によって聖職に就いた者は財産放棄義務し、財産受取人が公役義務を履行

362年(CT 12.1.50.pr) キリスト教徒であることを口実にした参事会員の義務逃避は無効

364年以降は 平信徒としても富裕者は残留不可、参事会へ

364年/9/10 (CT 16.2.17) (非参事会員身分の) 富裕一般市民を教会から排除

1) 教会への遺贈回避

2) 富を地方都市に振り分ける

364年 9/12 (CT 12.1.59) 教会入会者は司教といえども、代理を立てるべし。代理人に負担押しつけ

370年(CT 16.2.18) ウァレンティニアヌス、コンスタンティウス最晩年の規制強化承認。ユリアヌス期の決議を無効化

370年(CT 16.2.19) 10年の聖職経験を条件に免除認める

370年(CT 16.2.20) 富裕な未亡人訪問不可  
ローマ司教ダマス宛書簡

370年(CT 12.1.63) 荒野に逃避して修道僧になった者を呼び戻す

371年(CT 16.2.21 Valentinian) 聖職者は公役免除。ただし本法令以降に教会聖職者となった者は参事会に戻る

380年(CT 12.1.82) 官職購入による公役逃避禁止

381年(CT 16.2.7.1-3) 出戻り者は遺言権喪失 381年(CT 12.1.87) 官職購入による公役逃避禁止(emptae dignitais)

382年(Ambros Ep 17) 異教祭儀への国家支出停止

383年(CT 12.1.99) ユダヤ人公役免除特権廃止聖職者特権制限確認

383年(CT 12.1.104) 教会に尽くしたい qui ecclesiis malunt servire のであれば、財産を放棄せよ

384年 Ambr Ep 17.4 infra 聖職者が公役負担を富裕信徒（代理）に振向ける事態が発生→ 棄教者輩出

391年(CT 12.1.123.pr,1) 教会業務を口実とした免除特権無効 christianitatis obtentu

(8) 根底には教会富裕化の進捗がある。その結果、人口の流動性が高まりつつあった 4 世紀の傾向に合致して、富裕者は居住地および職を変えて当該都市から流出する。転出先については CT 12 に依拠すれ、以下のような

る。無論、教会からの転出とは限らず、転出一般についての証言ではある。

- ・異教聖職へ 公役義務付きの政務強制  
382年以降はカルタゴへ逃避(?)  
371年(CT 12.1.75) 属州神官職、参事  
会員としての義務履行者は免除特権  
を承ける。  
396年(CT 16,10.4) 神官特権撤廃
- ・中央(西方元老院)へ(CT 12.1.14 経  
済的理由からの逃避)  
大帝時代以降、教会聖職者へ
- ・軍隊
- ・属州業務(CT 12.1.96.1; 12.1.106 [384];  
12.1.110[385]  
参事会員 属州総督 公役履行  
元老院)  
353年 CT 12.1.40 「実に多くの参事会  
員」、帝国からの「空虚な肩書き」  
inane vocabulum  
372年 CT 12.1.77 公役義務を果たして  
から属州総督を目指せ  
385年 CT 12.1.110 同上
- ・農村部移住(CT 12.18.1[367年];  
12.18.2 [396年]; 12.19.1[400年])  
イ) 軍部重職者の保護関係入り  
ロ) コロヌス身分へ(CT 12.1.33; 11.16.5;  
Dig 50.6.5.1; 50.5.1.2)
- ・他都市移住(CT 12.1.12[325年]); 財  
産売却(CT 3.1.8)
- ・資産家の家の女奴隷と同棲(CT 12.1.6  
[319年])

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に  
は下線)

[雑誌論文](計 3件)

- (1) 保坂 高殿「エウセビオス『コンスタン  
ティヌスの生涯』とテオドシウス1世期  
の文学プロパガンダ」『キリスト教史学』  
第66集 2012年 pp.61-79 査読有
- (2) 保坂 高殿「ローマ帝国 -- 古代教会の  
生態学的マトリックス」『キリスト教史  
学』第65集 2011年 pp.9-27 査読有
- (3) 保坂 高殿「312年天空十字顕現の文学  
的虚構性とその伝承成立年代」*Studia  
Classica* 2(2011) pp.127-160 査読有

[学会発表](計 件)

[図書](計 件)

[産業財産権]  
出願状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
取得年月日:  
国内外の別:

[その他]  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

保坂 高殿 (Hosaka Takaya)  
千葉大学・大学院人文社会科学部研究科・教  
授

研究者番号: 30251193

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号:

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号: